

令和5年度那須塩原市地域データ連携基盤及び地域ポータルアプリ導入・運用保守業務委託プロポーザル
質問回答

No.	該当箇所	質疑	回答
1	仕様書 5-(1)	機能構成概念図に記載のあるシステム保有者は、既存の利用システムを保有している会社と考えて間違いないでしょうか。 ①同意管理基盤の那須塩原市②共通ID・認証基盤のxID株式会社、③地域ポータルの三菱商事株式会社、④電子母子手帳の株式会社ミラボ、⑤エコポイント（地域通貨）の株式会社ITデジタルプラットフォーム、⑥観光プラットフォームの三菱商事株式会社、それぞれの記載が意味するところ、特にデータ連携基盤の提供範囲となっている部分の考え方の違いなどについてご教示ください。	内閣府ホームページ (https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/gaiyou/index.html)に掲載されており、本事業は「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した事業であり、当該図は計画段階の機能構成概念図です。 よって、「仕様書に記載する要件を全て満たす構成を各自設計、開発、運用保守を行うこととする。」とあり、左記事業者が関与する前提の事業ではありません。
2	仕様書 5-(2)⑤	『アプリケーション間』と『アプリケーション同士間』の違いはどのように考えると良いでしょうか。	データ連携基盤を介したものをアプリケーション間、データ連携基盤を介さないものをアプリケーション同士間とします。
3	仕様書 5-(5)	『表3 データ連携基盤で取り扱い対象とするデータ一覧』にある各種データとデータ連携基盤とのAPI連携にて、データ分析およびデータ公開、データカタログ以外での連携データの利用用途について想定があるでしょうか。 ①成長記録データ、②エコアクション、保有ポイントデータ、③クーポン利用実績データ、④地域の情報提供履歴データ、⑤災害情報・避難誘導情報データ、⑥地域ポータルの利用履歴データ、⑦電子母子手帳アプリの利用履歴データ、⑧エコポイントの利用履歴データ、⑨観光パスポートの利用履歴データ、について。	例えば利用者の基本情報以外の属性情報を地域ポータルに連携させ、地域ポータル上での市民の基本情報にそれらを付加し、利用者一人一人の具体的な属性（セグメント）に合わせた適切な情報配信を行うこと等を想定しています。 その他データ連携基盤の活用モデル創出を促進できるような提案は評価対象となります。
4	仕様書 5-(8)	地域ポータルを利用して、利用者（市民など）が市及び他の利用者に対してメッセージを送信する機能は想定されていますでしょうか。地域ポータルのイメージとなるようなアプリがありましたらご教示ください。	仕様書 5-(8)⑤に記載のとおり、「グループの管理権限を付与されたユーザーによる、グループ内での情報配信、メンバーへの種々対応事項の依頼機能（アンケートや行事への出席回答など）」は設ける必要があります。地域ポータルのイメージについては、内閣府ホームページ (https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/gaiyou/index.html)に掲載されているサービス概要を参照してください。
5	仕様書 5-(8)	「ユーザは実名登録されていることが望ましい」とございますが、本人確認を行うレベルでの実名担保を想定されていますでしょうか。	当該アプリの利用登録時に本人確認を行うことは想定していません。 本人確認の機能を設けるか否かは提案によるものとします。
6	仕様書 5-(9)	本アプリはiOS, Androidのネイティブアプリである必要はございますでしょうか。スマートフォン向けWebアプリでも問題はありませんかでしょうか。	当該アプリのサービス内容から、ネイティブアプリを想定しています。 スマートフォン向けWebアプリで問題ないかは、事業者の提案を受けて判断する事項となります。